

香芝市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援ギフトカード給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による家計への負担増を踏まえ、市民生活の支援を行うとともに、消費喚起によって事業者を支援するため、香芝市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援ギフトカード給付事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和5年5月31日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 配偶者からの暴力等を理由に避難している者等の特別な配慮を要する者で、市長が支給対象者であると認めるもの

(事業内容)

第3条 事業は、支給対象者に対し、本市が指定するギフトカードを送付することにより行う。

- 2 前項の送付は、住民基本台帳に記録された世帯ごとに行う。

(ギフトカードの額等)

第4条 ギフトカードの額は、支給対象者1人につき2,500円とする。

- 2 ギフトカードの使用期限は、令和6年2月29日とする。

(支給の決定等)

第5条 市長は、公簿等により確認のうえ、支給対象者について事業を実施すべきものと認めるときは、ギフトカードの支給を決定する。

- 2 前項の決定にかかる通知は、支給対象者へのギフトカードの送付をもって代える。

(特別な配慮を要する者の取扱い)

第6条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(ギフトカードの返還等)

第7条 市長は、ギフトカードの支給を受けた者が、支給対象者に該当しないと認めるときは、ギフトカードの支給決定を取り消し、その返還を求めるものとする。

- 2 ギフトカードの支給を希望しない者は、市長が別に定める方法により返還するものとする。
- 3 支給対象者が令和6年2月29日までにギフトカードを受け取らない場合

は、ギフトカードの支給を辞退したものとみなす。

(事業の委託)

第8条 市長は、事業の一部又は全部を、事業を適切に実施することができる
と認める事業者に委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。